

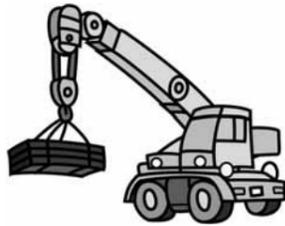
求職者資格取得支援事業～助成対象の講習は16種類～

▷申請先/問い合わせ先=商工課労政係(☎内線111)

市が指定する技能講習を受講するときに必要な経費の一部を助成します。

▷助成対象講習

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・床上操作式クレーン運転技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・ショベルローダー運転技能講習
- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・アーク溶接等の業務に係る特別教育
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・介護支援専門員研修
- ・医療事務講座
- ・危険物取扱者



- ▷助成対象者=次の全ての要件を満たす人
 - ・市内在住の人
 - ・満18歳以上の人(在学中の人を除く)
 - ・公共職業安定所に求職申し込みをしている人
 - ・対象講習などを受講し、修了した人
 - ・市税を滞納していない人
- ▷助成金額=講習受講料など(テキスト代を除く)の½に相当する額(1,000円未満切り捨て)
 - ※単年度につき、25,000円が上限
- ▷申請方法・期限=資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。
 - ①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)
 - ②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し
 - ③資格の取得を証明するものの写し
 - ④受講料などの領収書の写し
 - ⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金請求書(様式第2号)
 - ※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関に備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
 - ※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みします。

「起業、経営等無料相談会」 11月の開催日程

▷問い合わせ先=起業支援室(☎内線106/☎264477)

▷開催日時

- ・11月11日(日)=①午前9時②午前10時30分③正午
- ・11月22日(木)=①午後6時②午後7時30分
- ▷会場=リアスホール練習室2
- ▷相談時間=1人当たり90分まで

▷対象

- ・起業相談=市内で起業、第二創業、事業拡大を検討している人
- ・経営相談=市内で開業後、おおむね5年以内の人
- ▷相談内容=起業、第二創業、事業拡大などに関する計画の立て方、資金調達(補助金ほか)、各

種届け出など

- ▷申込方法=申込書に必要事項を記入の上、起業支援室に直接申し込むか、ファクスまたはEメールで申し込みください。
- ※申込書は市のホームページからダウンロードできます。
- ※Eメールアドレスは、申込書に記載してあります。
- ▷申込締切日
開催日の1週間前



防災行政無線などを用いた緊急地震速報訓練を行います

▷問い合わせ先=防災管理室(☎内線239)

Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急地震速報を確実に皆さんへお伝えするため、全国一斉の訓練が行われます。

▷日時=11月1日(木)午前10時頃

※災害の発生状況、気象状況などにより、訓練を中止する場合があります。

▷内容=市内に設置してある防災行政無線の屋外拡声子局および希望世帯に設置した戸別受信機から次の放送内容が一斉に放送されるほか、コミュニティFMへの割込放送も実施します。



■放送内容

(上りチャイム)

こちらは、防災大船渡広報です。まもなく、訓練放送を行います。

緊急地震速報チャイム音
緊急地震速報。大地震です。大地震です。
これは訓練放送です。【3回繰り返し】
これで訓練放送を終わります。

(下りチャイム)

▷その他=実際にJアラートの情報を受信した場合、下表のような方法で情報を伝えることとしています。今回の訓練は②に該当します。

○Jアラートの情報伝達方法

情報の種類	防災行政無線	ツイッター	SNS(地域のきずな)	コミュニティFM割込放送	緊急速報メール(※)
① 国民保護情報など	○	○	○	○	○
② 緊急地震速報	○	-	-	○	○

・Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

※今回の訓練では緊急速報メールは配信されません。

勤労者向け各種融資あっせん制度をご利用ください

▷申込先=東北労働金庫大船渡支店(☎26110)

▷問い合わせ先=商工課労政係(☎内線111)

市では、市内に住所がある勤労者を対象に各種融資をあっせんしています。

▷対象=市内に1年以上住所を有する勤労者で、次の要件を全て満たす人

- ①申込年齢=申込時年齢が満18歳以上で、最終返済時年齢が満76歳未満の人
- ②勤続年数=同一事業所に1年以上勤務している人
- ③年収=前年中の税込み年収が150万円以上の人
- ④保証=東北労働金庫が指定する保証機関の保証が受けられる人
- ⑤その他=納期到来分の市税を完納している人

※制度の利用には、一定の条件を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。

■平成30年度勤労者向け各種融資あっせん制度の概要

種類	限度額	貸付期間	融資金利	資金用途
生活資金	100万円	7年以内	2.75%	生活資金、家具などの購入資金など
教育資金	200万円	10年以内	1.55%	入学料、授業料、教科書購入費など
福祉資金	100万円	7年以内	0.50%	育児・介護休業中の生活資金など